

令和3年度～令和4年度 ふじのくに茶の都ミュージアム駐車場誘導警備業務委託契約書

静岡県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、令和3年度～令和4年度ふじのくに茶の都ミュージアム駐車場誘導警備業務を（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 委託業務の内容は、「令和3年度～令和4年度ふじのくに茶の都ミュージアム駐車場誘導警備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

（委託契約期間）

第3条 この委託期間は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除することができる。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情により委託業務を遂行することが困難となり、又は甲に不利となるような事態が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託料及び支払方法）

第5条 甲は乙に対し、委託業務を遂行するための費用（以下「委託料」という。）として、「令和3年度～令和4年度ふじのくに茶の都ミュージアム駐車場誘導警備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の4(1)に定める業務分として金 ， ， 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額金 ， 円）を支払うものとする。

2 甲は乙に対し、仕様書の4(2)アに定める業務分として、1人1日につき、別表1に定める金額を支払うものとする。

3 甲は乙に対し、仕様書の4(2)イに定める業務分として、1人1日につき、別表2に定める金額を支払うものとする。

4 乙は甲に対し、第1項の委託料として、別表3に掲げる月の業務を完了した後、それに対応する金額を請求するものとする。

5 乙は甲に対し、第2項及び第3項の委託料として、業務を実施した月の日数に第2項または第3項に定める単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額（1円未満は切捨てとする。）を、前項に掲げる第1項の委託料の請求にあわせて請求するものとする。

6 いずれの乙の請求も、第9条に規定する甲の承認を得た後に行うものとし、甲は請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（契約の変更）

第6条 本契約の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、変更することができる。

2 配置人員を減少させる変更を行う場合、変更をする日の14日前までに乙に協議し、乙の承諾を得るものとする。ただし、14日前までに協議をできない場合であっても、乙が承諾する場合はこの限りでない。

3 前項の変更を行う場合における委託料の処理は、別途協議するものとする。

(業務責任者)

第7条 乙は、委託業務のうち、次の事項について乙を代表して乙の従業員を直接指揮命令する業務責任者を選任し、契約後7日以内に仕様書に定める様式により甲に通知しなければならない。

(1) 乙の従業員の指揮監督及び委託業務処理

(2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整

(3) 関係書類の作成、提出

(4) その他、本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は乙の選任した業務責任者に対して行うものとする。

(委託業務実施計画書の提出)

第8条 乙は、この契約の締結後7日以内に、仕様書に定める委託業務実施計画書を甲に提出し承認を受けなければならない。

(委託業務実施報告書の提出)

第9条 乙は、各月の警備状況を各月の業務実施後7日以内に、仕様書に定める委託業務実施報告書を甲に提出し承認を受けなければならない。

(処理状況の報告等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務完了報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務完了後7日以内に、仕様書に定める委託業務完了報告書を甲に提出し承認を受けなければならない。

(法令上の責任)

第12条 乙は、委託業務処理にあたる乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法等の労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(服務規律の保持)

第13条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の保持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を委託業務に従事する従業員に着用させ、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(権利義務の譲渡等再委託の禁止)

第14条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面に

より甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第15条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 第12条の労働基準法等の労働関係法令に違反したと認められたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により3ヶ月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、

甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

第17条の2 前条第1項の損害の範囲には、乙の責めに帰すべき事由により甲の営業が休止又は阻害されたことにより生ずる逸失利益は除くものとする。

2 甲は、損害発生的事実を知ったときは速やかに書面により乙に通知するものとする。

3 甲が損害の賠償を請求するときは、その損害に係る乙の責めに帰すべき事由及び損害の範囲を客観的に示すものとする。

第17条の3 乙は、下記に基づく損害の賠償責任を負わない。

(1) 甲が契約外の業務を依頼したことによるもの

(2) 天変地異その他不可抗力によるもの

(3) 乙が甲に対し改善要請を行ったにも関わらず、正当な理由なく改善されなかったことによるもの

第17条の4 甲は損害を被った場合、第17条の2第2項の通知は、損害発生の日から起算して14日以内に乙の本社宛て通知することとし、当該期間を正当な理由なく経過した場合、乙は甲に対する責任を免れるものとする。

(委託料の処理)

第18条 甲又は乙が第16条の規定によりこの契約を解除した場合の委託料の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(臨機の措置)

第19条 乙は、委託業務の実施上特に必要と認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(合意管轄)

第20条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報保護)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

上記の委託契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年2月 日

(甲) 住 所 島田市金谷富士見町 3053 番地の 2
氏 名 ふじのくに茶の都ミュージアム
副 館 長 渥美 敏行 ㊞

() 住 所
氏 名

㊞

別表1（第5条第2項関係）

1人1日あたり	金 ， 円（税抜き）
---------	------------

別表2（第5条第3項関係）

1人1日あたり	金 ， 円（税抜き）
---------	------------

別表3（第5条第4項関係）

年度	月	金 額
令和3年度	3月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
令和4年度	4月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	5月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	6月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	7月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	8月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	9月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	10月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	11月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
	12月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）
		1月
	2月	金 ， 円（うち、消費税及び地方消費税の額金 ， 円）

(別記)

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、委託業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。